宇多津町新型コロナウィルス感染拡大防止協力金【申請受付要項】

令和２年５月１３日

１ 協力金の概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のための香川県における緊急事態措置等による休業要請等に全面的に協力いただいた中小企業者等に対し、町にて香川県の協力金に上乗せして支給するもの。

２ 対象施設

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止等を講ずるよう知事が令和２年４月22 日に行った要請等の対象となった施設。

３ 支給要件

1. 香川県感染拡大防止協力金の交付決定を受けたもの。
2. 宇多津町内で対象施設を運営している中小企業者又は個人事業主であること。
3. 下記のいずれにも該当しないこと。
	1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77条）第２項第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
	2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
	3. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

４ 支給額

（１）令和２年４月25 日から令和２年５月６日までの間、休業要請（協力依頼）に応じた中小企業者及び個人事業主 １事業者につき10 万円

（２）令和２年４月25 日から令和２年５月６日までの間、営業時間の短縮要請に応じた食事提供施設の中小企業者及び個人事業主 １事業者につき5 万円

（３）令和２年５月２日から令和２年５月６日までの間、観光客の多いうどん店として休業の協力依頼に応じた中小企業者及び個人事業者 １事業者につき5 万円

【複数の施設を運営している場合の取扱い】

１つの項目に複数の施設が支給対象となる場合も、金額は同じです（支給額は加算されません）。

【複数の項目の要請に応じた場合の取扱い】

複数の施設を運営する場合において、（１）から（３）のうち、複数の要請項目に該当する場合は、いずれか１項目に対しての支給となり、支給額は加算されません。

うどん店が、（２）の営業短縮と（３）の休業をした場合も、いずれか１項目に対しての支給となり、支給額は加算されません。

５ 申請に必要な書類

（１）宇多津町新型コロナウィルス感染拡大防止協力金申請書兼請求書（所定の様式）

・「記載例」をご覧のうえ、ご記入ください。

・手書きの場合は、全てペン又はボールペンで記載してください。（消えるボールペンは使用不可。）

（２）香川県感染拡大防止協力金交付決定通知書の写し

（３）協力金の振込口座の通帳等の写し

・口座名義は申請者が中小企業者の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人に限ります。

・口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたものを提出してください。（インターネットバンキングをご利用の方は上記事項が記載されたページを印刷したものの提出でも差し支えありません。）

（４）（個人事業主の場合のみ）本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）の写し

６　受付期間

　令和２年５月２０日（水）から令和２年７月３１日（金）まで

７ 支給の決定、通知等

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を、口座振替払いにより支給します。支給・不支給の結果は、文書により通知します。

８ その他

・提出書類が全て揃っていない場合など、確認の必要がある場合は改めて電話等で聞き取りをすることがあります。

・支給対象となった施設は県が施設名（屋号）の公表を行う場合があります。